

情報掲載サークル登録等運営要領

第1条（趣旨）

本要領は、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「管理者」という。）が開設しているホームページのサークル情報コーナー（以下「本コーナー」という。）における情報掲載サークルの登録等の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（登録）

本コーナーに、活動内容や募集等に関する情報を掲載しようとするサークルは、情報掲載サークル登録申請書（様式1。以下「登録申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2. 管理者は、受理した登録申請書の内容を審査の上、登録承認の可否を決定するものとし、その結果について情報掲載サークル登録可否決定通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

3. 登録するサークルは、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- （1）船橋市勤労市民センターを主な活動場所として活動を行う。
- （2）船橋市内の勤労者や一般市民が活動に参加する機会があるなど開かれた活動を行う。
- （3）営利を目的としない活動を行う。
- （4）計画的、継続的に活動を行う（予定も含む）。
- （5）次に掲げる活動を行っていない。
 - ①公序良俗に反する活動
 - ②法令に反する活動
 - ③特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - ④その他管理者が適当でないと判断する活動

第3条（登録事項の変更）

情報掲載サークルとして登録したサークル（以下「登録サークル」という。）は、登録申請書等により管理者へ届け出た事項に変更を生じた場合は、情報掲載サークル登録事項変更届（様式3）により、変更した事項を管理者に届け出なければならない。

第4条（登録の取消）

登録サークルは、活動を中止するなどによりサークル活動ができなくなったときは、速やかに情報掲載サークル登録取消申出書（様式4）を管理者に提出しなければならない。

第5条（登録の抹消）

管理者は、登録サークルが、次に掲げる事項に該当したときは、情報掲載サークル登

録抹消通知書（様式5）を当該登録サークルに交付し、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条第3項の規定に不適合が判明した場合。
- (2) 登録申請書等により管理者へ届け出た事項に虚偽が判明した場合。
- (3) 重複登録があった場合。
- (4) 本要領の規定に違反した場合。

第6条（掲載内容等）

本コーナーに掲載する内容は、サークル活動に関する情報とし、次に掲げる活動に関する情報は掲載することはできない。

- (1) 公序良俗に反する活動。
- (2) 法令に反する活動。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事又は信者を教化育成する活動。
- (6) 自己、特定の者、特定の団体のみの利益を図る活動。
- (7) 営利を目的とした活動。
- (8) 本コーナーの運営を妨害する活動。
- (9) その他管理者が適当でないと判断する活動。

2. 本コーナーへの掲載は管理者が行う。

なお、掲載内容は、登録サークルから提出された登録申請の内容等を基に、前項の規定を踏まえ掲載する。

第7条（登録情報の取り扱い）

管理者は、サークル登録にて得た情報を、本コーナーの運営目的以外に使用しない。また、個人情報については、管理者が公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの保有する個人情報の保護に関する規程（平成23年4月1日。規程第14号）に基づき管理するものとする。

第8条（本コーナーの中断・停止）

管理者は、次のいずれかに該当する場合、登録サークルの承諾を得ることなく本コーナーの一部もしくは全部を一時中断、または停止することができるものとする。

- (1) 本コーナーの定期保守、更新並びに緊急の場合。
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、本コーナーの運営が困難な場合。
- (3) インターネットを通じての不正な侵入により、本コーナーの運営が困難な場合。
- (4) その他、不測の事態により管理者が本コーナーの運営が困難と判断した場合。

2. 上記事態に伴い生じた登録サークルおよび本コーナー利用者への不利益、損害について、管理者はその責任を負わないものとする。

第9条（本コーナーの廃止）

管理者は、事務事業の都合上、登録サークルの承諾を得ることなく本コーナーを廃止することができるものとする。

2. 上記事態に伴い生じた登録サークルおよび本コーナー利用者への不利益、損害について、管理者はその責任を負わないものとする。

第10条（免責）

管理者は、理由の如何を問わず、本本コーナーへの情報の掲載が遅延、中断、廃止したこと等に起因して登録サークル又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

2. 本コーナーを通じて提供される情報に関し、登録サークル間あるいは登録サークルと第三者との間に紛争が生じた場合は、登録サークルは自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、管理者に損害を与えないものとする。

第11条（要領の変更）

管理者は、合法的かつ一般的な常識の範囲内で、本要領の規定を登録サークルへの通告なしに変更することができるものとする。

附則

この要領は平成20年5月30日から適用する。

(様式1)

情報掲載サークル登録申請書

平成 年 月 日

船橋市勤労市民センター指定管理者

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター あて

サークル名

代 表 者 住 所

氏 名

情報掲載サークルの登録を下記のとおり申請します。

サークルの名称	(ふりがな)

1. 代表者

氏 名	(ふりがな)	情報の公開等
住 所	郵便番号	公開・非公開
電話番号		公開・非公開
F A X		公開・非公開
その他 (メールアドレス等)		公開・非公開

※情報の公開・非公開のどちらかに○印をつけてください

2. 事務局 (連絡先)

担当者名	(ふりがな)	情報の公開等
住 所	郵便番号	公開・非公開
電話番号		公開・非公開
F A X		公開・非公開
その他 (メールアドレス等)		公開・非公開

※情報の公開・非公開のどちらかに○印をつけてください

3. 基本情報

活動分野			
設立年月日	昭和・平成	年	月
会員数	人（平成 年 月現在）		
活動地域	・船橋市内のみ ・千葉県内全域	・船橋市を含めた船橋市周辺地域 ・その他（	）
活動形態	主な活動場所	・船橋市勤労市民センター ・その他（	
	活動日	・定期 ・不定期 ・その他（	
	活動時間帯	・定期 ・不定期 ・その他（	
入会情報	入会金	・あり（	円） ・なし
	会費	・あり（	円／年・月） ・なし
	会則	・あり	・なし
	会員募集	・募集中	・募集していない
	入会方法	・電話 ・FAX ・Eメール ・直接来訪 ・その他（	
活動の内容（目的・内容・実績・PRなどを記入してください）			

※添付資料

- ①活動実態・内容が分かる資料 ②写真など掲載を希望する画像資料（CD，FD等）

(様式2)

情報掲載サークル登録可否決定通知書

平成 年 月 日

サークル名
代 表 者

様

船橋市勤労市民センター指定管理者
公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター

平成 年 月 日付けで申請のありました表題の件につきましては、内容を審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 承認する

登録番号	
------	--

2. 承認しない
(理由)

(様式3)

情報掲載サークル登録事項変更届

平成 年 月 日

船橋市勤労市民センター指定管理者

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター あて

登録番号	
届出者名	

※届出者名は申請時の代表者

情報掲載サークルの登録事項に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

サークルの名称	(ふりがな)	
	変更前	(ふりがな)

1. 変更後の代表者

氏名	(ふりがな)	情報の公開等
住所	郵便番号	公開・非公開
電話番号		公開・非公開
F A X		公開・非公開
その他 (メールアドレス等)		公開・非公開

2. 変更後の事務局 (連絡先)

氏名	(ふりがな)	情報の公開等
住所	郵便番号	公開・非公開
電話番号		公開・非公開
F A X		公開・非公開
その他 (メールアドレス等)		公開・非公開

※情報の公開・非公開のどちらかに○印をつけてください

3. 変更後の基本情報

活動分野			
設立年月日	昭和・平成	年	月
会員数	人（平成 年 月現在）		
活動地域	・船橋市内のみ ・千葉県内全域	・船橋市を含めた船橋市周辺地域 ・その他（	）
活動形態	主な活動場所	・船橋市勤労市民センター ・その他（	
	活動日	・定期 ・不定期 ・その他（	
	活動時間帯	・定期 ・不定期 ・その他（	
入会情報	入会金	・あり（	円） ・なし
	会費	・あり（	円／年・月） ・なし
	会則	・あり	・なし
	会員募集	・募集中	・募集していない
	入会方法	・電話 ・FAX ・Eメール ・直接来訪 ・その他（	
活動の内容（目的・内容・実績・PRなどを記入してください）			

※本届出書は、登録番号及びサークル名は必ず記入し、その他は変更のあった事項のみ記入してください（活動内容等を更新（画像資料も含む）したい場合も提出してください）。

(様式4)

情報掲載サークル登録事項取消申出書

平成 年 月 日

船橋市勤労市民センター指定管理者

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター あて

情報掲載サークルの登録を取り消したいので、下記のとおり申し出ます。

サークルの名称	(ふりがな)
	(登録番号：)

1. 代表者

氏 名	(ふりがな)
住 所	郵便番号
電話番号	

2. 登録取消の理由 (支障のない範囲でご記入ください)

--

※ 上記事項の全ての事項にご記入ください

※ この申出書に基づき、掲載中のサークル情報等の削除を行います。

(様式5)

情報掲載サークル登録抹消通知書

平成 年 月 日

サークル名
代 表 者

様

船橋市勤労市民センター指定管理者
公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター

情報掲載サークルの登録について、下記理由により抹消します。

記

抹消する理由